

市立学校における臨時休業期間を暫定的に延長します (令和2年4月28日時点)

市立学校の臨時休業期間は、国の緊急事態宣言及び神奈川県からの要請等に基づき、令和2年5月6日(水)までとしており、5月7日(木)以降の対応についても、国及び県の方針に基づき決定する予定ですが、国及び県の方針決定が現時点でまだ示されていない状況にあります。

今後、大型連休を迎え、事前に学校や保護者等に十分な周知を行うことが困難となることが想定されますので、**あらかじめ混乱を回避するため、市立学校の臨時休業期間については、次とおり5月8日(金)まで延長**します。

<臨時休業期間の暫定的な延長について>

- ・令和2年度の市立学校の臨時休業期間は、令和2年4月6日(月)から5月6日(水)までとしておりましたが、**臨時休業期間を5月8日(金)まで暫定的に延長**することとします。
- ・**5月11日(月)以降の対応については、国及び県の方針が示された後、改めて決定**いたします。
- ・**国の緊急事態宣言の延長又は県の臨時休業期間の延長要請があった場合には、当該宣言又は要請に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定**です。

<「個別相談等の支援」・「児童生徒の居場所」等の継続について>

- ・不安等を抱える児童生徒への**希望制による個別相談等の支援については、実施を継続**します。また、**「児童生徒の居場所」・「わくわくプラザ」についても、やむを得ない特別な事情のある児童を対象として、引き続き運営**します。

【問い合わせ先】

(臨時休業等に関する事)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋

電話：044-200-3284、3318

(わくわくプラザに関する事)

川崎市子ども未来局青少年支援室 荒川

電話：044-200-2670